**鎌倉市個人情報保護条例の改正に対する意見募集について**

令和３年（2020年）５月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

これにより、すべての地方公共団体が、改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の適用を直接受けるようになることから、本市においても改正法の施行に当たって必要となる規定を整備する必要があるため、個人情報保護条例を改正するものです。

この条例の改正方針について、皆様からのご意見を募集します。

* 意見募集期間

令和４年（2022年）10月３日（月）から令和４年（2022年）11月２日（水）まで

なお、ご意見の提出は令和４年（2022年）11月２日（水）必着でお願いします。

* 提出方法

持参、郵送、ＦＡＸ、Ｅメールにてお願いします。

持参、郵送：〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市総務部総務課行政資料コーナー（鎌倉市役所本庁舎３階）

Ｆ　Ａ　Ｘ：0467－23－8700（総務課行政資料コーナー宛てとご記載ください。）

Ｅメール：j-koukai@city.kamakura.kanagawa.jp

※意見書の様式は自由ですが、裏面の用紙を利用していただくと便利です。なお、任意の様式で意見を提出される場合は、裏面の用紙に示した記載事項の漏れがないよう記載してください。

※電話又は口頭によるご意見は、正式な意見公募としてお受けできません。

* 提出できる方

市内在住、在勤、在学か本市に納税義務のある方など

（鎌倉市意見公募手続条例第２条第３号に規定する「市民等」）

* 閲覧場所等

市役所ロビー（本庁舎１階）、総務課行政資料コーナー（鎌倉市役所本庁舎３階）、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、玉縄図書館、大船図書館、鎌倉生涯学習センター、腰越支所、深沢支所、玉縄支所、大船支所。

なお、市のホームページ（[http://www.city.kamakura.kanagawa.jp](http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/pubcomme_list.html)）のパブリックコメントに関するページで閲覧することができます。

* 提出されたご意見について

いただいたご意見については、市の考え方とともに、令和４年（2022年）11月上旬頃に市のホームページにて公表します。なお、いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

【事務担当】

鎌倉市総務部総務課市政情報担当

電話：0467-23-3000（内線2217）

意　見　提　出　用　紙

鎌倉市個人情報保護条例の改正について

下記の＊の項目は必ずご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊記入者本人氏　　　　　名 | （フリガナ） |
|  |
| 法人・その他団体等の名称 | （法人・その他団体等の場合は、記入してください。**個人の場合は記入不要です。**） |
| ＊住所・電話番号（所在地） | 電話番号　　　　－　　　　－　　　　 |

鎌倉市個人情報保護条例の改正について、次のとおり意見を提出します。

|  |
| --- |
| 【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。） |

* いただいたご意見の内容及びご意見に対する市の考え方については、個人情報（氏名・住所等）を除き、市ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんのでご了承ください。また、ご意見は本件以外に使用することはありません。